

○総務省令第 号

電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第 号）第五条から第九条まで、第十四条及び第十五条の規定に基づき、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三章の二第二節の規定を実施するため、電気通信事業紛争処理委員会手続規則を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 片山虎之助

電気通信事業紛争処理委員会手続規則

（あっせん及び仲裁に関する通知の方法）

第一条 電気通信事業紛争処理委員会令（以下「令」という。）第五条、第六条、第八条第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第二項（令第十条第二項において準用する場合を含む。）

。の規定による通知は、書面により行うものとする。

（名簿の記載事項）

第二条 令第七条第二項の総務省令で定める名簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び職業

二 経歴

三 任命及び任期満了の年月日

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一 あっせん及び仲裁の申請件数

二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数

三 あっせんにより解決した事件の件数

四 仲裁判断をした事件の件数

五 その他電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

(あっせんの申請)

第四条 電気通信事業法（以下「法」という。）第八十八条の十二第一項（法第八十八条の十四第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第八十八条の十五第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

（仲裁の申請）

第五条 法第八十八条の十三第一項（法第八十八条の十四第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第八十八条の十五第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

3 紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意を証するものがある場合においては、それを第一項の申請書に添えて提出しなければならない。

（申請の方法）

第六条 法第八十八条の十二第一項（法第八十八条の十四第一項及び第二項において準用する場合を含む。）

若しくは第八十八条の十五第一項のあつせん又は法第八十八条の十三第一項（法第八十八条の十四第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八十八条の十五第三項の仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

（電磁的方法による提出）

第七条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第七十条の規定は、この省令の規定により委員会に提出する書類について準用する。

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年 月 日）から施行する。

様式第 1（第 4 条関係）

あっせん申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

第一種電気通信事業の許可、特別第二種電気通信事業の登録又は一般第二種電気通信事業開始の届出の年月日

電気通信設備の接続
共用
卸電気通信役務の提供に関する契約
電気通信役務の円滑な提供のためにその締結が必要な協定又は契約
に関する協議が不調
不能
のため、電気通信事業法第 8 8 条の 1 2 第 1 項
第 8 8 条の 1 4 第 1 項
第 2 項
第 8 8 条の 1 5 第 1 項
の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第2（第5条関係）

仲裁申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

第一種電気通信事業の許可、特別第二種電気通信事業の登録又は一般第二種電気通信事業開始の届出の年月日

電気通信設備の接続
共用
卸電気通信役務の提供に関する契約
電気通信役務の円滑な提供のためにその締結が必要な協定又は契約に関する協議が不調
不能
のため、電気通信事業法第88条の13第1項
第88条の14第1項
第2項
第88条の15第3項
の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2 仲裁判断を求める事項の欄においては、協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信事業紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載するものとする。